

各在宅サービス事業所運営事業者様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

オミクロン株による感染拡大防止に向けた感染発生情報の 速やかな共有等について（依頼）

現在、オミクロン株による感染が急拡大しており、高齢者施設の利用者・職員に関する感染発生も急増しております。

オミクロン株には、「高い伝播性」（感染力の強さがデルタ株の3倍程度）、「短い潜伏期間」（発症までの期間が3日程度）、「ブレークスルー感染の懸念」といった特徴があり、感染拡大を防ぐためには、感染発生時に速やかな対処が必要となります。

在宅サービスの利用者においては、複数のサービスを利用されている場合が多く、在宅サービス事業所で感染発生が判明した場合には、他の事業所への感染拡大を防ぐため、速やかな情報共有が特に重要となってきます。

つきましては、各在宅サービス事業所におかれては、利用者・職員に関する感染発生が確認された場合、下記により関係者への速やかな情報共有等をお願いします。

記

1 居宅介護支援事業所等との速やかな情報共有について

- ・各在宅サービス事業所で利用者・職員の感染発生を把握した際には、陽性者と接触した可能性がある利用者に係る居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに対し、速やかに情報提供をお願いします。
- ・利用者が他の事業所を利用している場合には、居宅介護支援事業所等に対して、関係事業所への速やかな情報共有を依頼していただきますようお願いいたします。

2 確実な情報共有の実施について

- ・感染拡大を防ぐためには、迅速かつ確実な情報共有を行うことが重要となりますので、各事業所から居宅介護支援事業所等への情報提供の際には、休日等であっても情報共有が遅れることがないように、FAXのみでなく電話連絡も行うなど、確実な情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

3 関係機関への情報連絡について

- ・1及び2による情報共有のほか、その他感染が発生した場合には、従来どおり所管する県事務所等や保険者への速やかな報告をお願いします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		